

我孫子市事業継続支援金交付要綱

我孫子市事業継続支援金交付要綱（令和2年告示第144号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受ける市内事業者に対し、事業の継続を下支えするとともに、それぞれの実情に応じた感染拡大防止に資する取組を支援するために予算の範囲内において交付する我孫子市事業継続支援金（以下「支援金」という。）に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（支援金の額）

第2条 支援金の額は、1事業者につき10万円とし、次条第1号又は第2号に該当する者が同条第3号に該当する場合であっても、同一の事業者に対して交付する支援金の額は10万円を限度とする。

（交付対象者等）

第3条 この要綱に基づき支援金の交付を受けることができる者は、第1号から第3号までのいずれかに該当する者であって、第4号から第7号まで及び第10号から第12号までのいずれにも該当し、かつ、第8号又は第9号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 令和2年1月から同年7月まで又は同年8月から同年12月までの期間に係る売上の減少について支援金の交付を受けた者（交付の決定を取り消された者を除く。）であること。
- （2） 令和2年度に国が実施した持続化給付金の交付を受けた者（交付の決定を取り消された者を除く。）であること。
- （3） 令和3年1月又は同年2月の1か月当たりの売上について、前年又は前々年の同月比で20パーセント以上の減少が生じている者であること。
- （4） 千葉県知事からの休業要請への協力、店舗、事業所等における消毒

液又は隔壁の設置、テイクアウト、デリバリー等の新規事業への進出等、それぞれの実情に応じた感染拡大防止の取組をしていること。

- (5) 支援金の交付を申請する日（次条第3項第3号において「申請日」という。）又は支援金の交付決定の日において、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (6) 平成30年度分までの市税等（法人市民税、個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (7) 我孫子市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと又は当該暴力団若しくは当該暴力団員等と密接な関係を有さず、若しくは支配を受けていないこと。
- (8) 市内に所在する店舗、事業所等で事業を営む法人又は個人事業主であること。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人
 - イ 政治団体
 - ウ 宗教上の組織又は団体
 - エ 支援金の趣旨及び目的に照らして交付することが適当でないと市長が認める者
- (9) 我孫子市農業委員会の農家台帳に登録されている者であること。
（支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が農業を営む者（次条第2項第1号及び第2号において「農業者」という。）の場合）
- (10) 実質的な本店（本店又は主たる事務所をいう。以下同じ。）が我孫子市内又は隣接市町（柏市、印西市、取手市及び利根町をいう。以下同じ。）内に所在すること。（申請者が法人（医療（調剤薬局を含む。）、福祉又は保育のサービスを主に提供するものを除く。）の場合）
- (11) 令和2年2月以前から事業による事業収入（売上）を得ており、

今後も事業を継続する意思があること。

- (12) 資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満の法人であること
又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人であること。(申請者が法人の場合)
(交付の申請)

第4条 前条第1号に該当する申請者は、我孫子市事業継続支援金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、令和3年3月22日まで(申請書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合は、同日から送付に要した日数を経過する日まで)に市長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出できないことについて、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、令和3年3月31日までに提出するものとする。

- (1) 前条第1号に該当することを証する書類として市長が認める書類
(2) 我孫子市事業継続支援金誓約書・同意書(様式第2号)
(3) 運転免許証、マイナンバーカード等の本人確認書類(申請者が個人事業主の場合)
(4) その他市長が必要と認める書類

2 前条第2号に該当する申請者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、前項に掲げる期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に所在する店舗、事業所等で事業を営むことを証する書類として市長が認める書類(申請者が農業者の場合を除く。)
(2) 我孫子市農業委員会が発行する農業経営の実態証明(申請者が農業者の場合)
(3) 実質的な本店が我孫子市内又は隣接市町内に所在することを証する書類として市長が認める書類
(4) 令和2年度に国が実施した持続化給付金の交付を受けたことを証する書類として市長が認める書類
(5) 我孫子市事業継続支援金感染拡大防止対策チェックリスト(様式第

3号)

(6) 市税等の滞納がないことを市長が証明する書類

(7) 前項第2号から第4号までに掲げる書類

3 前条第3号に該当する申請者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、第1項に掲げる期限までに市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる書類

(2) 我孫子市事業継続支援金売上申告書(様式第4号)

(3) 令和3年1月から申請日の属する月の前月までの月間事業収入を証する書類として市長が認める書類

(4) 平成31年1月から同年2月まで又は令和2年1月から同年2月までの月間事業収入を証する書類として市長が認める書類

4 前3項の規定にかかわらず、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認できるときは、第1項第1号の書類、第2項第2号及び第6号の書類並びに前項第1号の書類(第2項第1号、第3号、第5号及び第7号の書類を除く。)については、その添付を省略することができる。

(交付の決定)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、我孫子市事業継続支援金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(請求)

第6条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、支援金の交付を受けようとするときは、振込先の金融機関、口座番号、口座名義等を確認できる書類を添えて、交付の決定の日から1月以内に我孫子市事業継続支援金交付請求書(様式第6号)により、市長に請求しなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。

(2) 支援金の交付の決定を受けた後に第3条各号の要件を満たさないこ

とが判明したとき。

(3) その他市長が支援金を交付することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、我孫子市事業継続支援金交付決定取消通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備等）

第8条 交付決定者は、支援金の申請の証拠となる帳簿及び関係書類（以下この条において「帳簿等」という。）を整備し、帳簿等を令和8年3月31日まで保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、帳簿等を調査することができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にされたこの告示による改正前の我孫子市事業継続支援金交付要綱（以下この項において「旧告示」という。）第4条第1項又は第2項の規定による交付の申請であって、この告示の施行の際、旧告示第5条の規定による交付又は不交付の決定がなされていないものについての決定及び旧告示第6条の規定による請求については、なお従前の例による。

（失効）

3 この告示は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定により交付の決定を受けた者に係る第7条に規定する交

付の決定の取消し等及び第 8 条に規定する関係書類の整備等については、同日後もなおその効力を有する。